

## 個人住民税における特別徴収義務者の一斉指定について

福島県と県内市町村は、「個人住民税の特別徴収義務者一斉指定ガイドライン」を策定し、平成28年度までに、対象となるすべての事業所・事業主の方を特別徴収義務者として一斉指定し、個人住民税の特別徴収を推進する取組みを実施することを決定しました。この決定により、矢吹町では、平成28年度から、これまで特別徴収を実施していなかった事業主の方についても、特別徴収義務者として指定することとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 個人住民税の特別徴収とは？

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者（事業主）が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者（従業員）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）を徴収（差引き）し、納入していただく制度です。

### 特別徴収の対象となる事業所・事業主は？

地方税法第321条の4及び各市町村の条例規定により、所得税の源泉徴収を行うすべての給与支払者（事業主）は、原則、特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収することが義務付けられています。

### 特別徴収による納税者の利便性向上

- ・自分で納付する手間がかからず、納付忘れもなくなります。
- ・特別徴収は毎月（年12回）納付のため、年4回に分けて納付する普通徴収より1回当たりの納付額が少なく、負担が緩和されます。

### 県内市町村の実施スケジュール

- ・平成27年度から実施……会津地区の市町村
- ・平成28年度から実施……県北・県中・県南・南会津・いわき地区の市町村
- ※相双地区の市町村については、体制が整い次第実施予定

☎ 税務課 町税係 ☎（42）2113

## 主要地方道棚倉・矢吹線整備促進期成同盟会の要望活動

11月4日、主要地方道棚倉・矢吹線整備促進期成同盟会（会長：野崎吉郎矢吹町長）の事業推進、及び平成27年度予算確保に向けての要望活動が行われました。

本路線は、県南地域の市町村の幹線道路として、また、あぶくま高原道路・東北自動車道路、福島空港等の高速交通網へのアクセス道路として、さらには、地域住民の日常生活や児童生徒の通学路として活用されています。

しかし、近年、大型車両の通行が著しく増加し、かつ交通量の急激な増大により、特に幅員が狭小で歩道未整備の区間は大変危険な状況にありました。このような状況を一刻も早く解消するため、平成11年度に本路線の整備促進を目的とした本同盟会が設立され、以来、道路整備の推進、及び予算の確保等の要望活動を毎年継続的に実施してきました。



本年度は、村田副知事、松本土木部長他土木部幹部、福島県県南建設事務所長へ関係市町村を代表し、要望書の提出、要望内容の説明を行いました。これまでの要望活動により、本町においては、中畑バイパス、及び歩道の拡幅等の整備事業により、現在、町内全ての区間で歩道が設置されている状況にあります。

また、現在、矢吹町区間においては、三文橋（泉川）の道路拡幅工事、及び新たな歩道の設置工事が行われており、平成27年には供用開始される予定です。

今後も、地域の住民や児童生徒の安全性と、利用者の利便性確保のため、更なる要望活動を実施してまいります。

☎ 都市建設課 ☎（42）2116

## 募集「矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場」指定管理者

町では「矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場」の管理・運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

■指定管理者が行う業務 コミュニティプラザの管理、運営、使用許可、利用料金の徴収の各業務。駐車場の維持管理、利用料金の収納、使用許可の各業務。その他町長が必要と認める業務。

■指定管理期間（予定） 平成27年4月1日～平成30年3月31日

■申請の方法 ①募集要項の配布 配布期間：12月3日（水）～16日（火） 配布場所：役場2階 総務課  
※募集要項は、町ホームページからもダウンロードできます。  
②募集説明会 開催日時：12月17日（水）午前10時 開催場所：役場2階 大会議室  
③申請受付 受付期間：12月22日（月）～平成27年1月9日（金）  
受付場所：役場2階 総務課

### 候補者選定審査公開ヒアリング

この指定管理者を審査するための公開ヒアリングを次のとおり行います。27年1月9日（金）までに指定管理者指定申請書を提出された団体等について、矢吹町コミュニティプラザ及び矢吹町営駐車場指定管理者選定委員会（町長から委嘱を受けた委員で構成）が審査、評価及び選定します。

この公開ヒアリングは自由に傍聴できますので、ぜひご来場ください。

開催日時：平成27年1月16日（金）午後1時30分～ 開催場所：町文化センター 小ホール

※会場の都合上、傍聴者の数を先着20人とさせていただきます。

※傍聴者の方は、意見などの発言はできませんので予めご了承ください。

※公開ヒアリングの後、委員会が審査結果を町長に報告し、町民の皆さんへは後日町ホームページでお知らせします。

☎ 総務課 管財契約係 ☎（42）2111

## 統計調査員になりませんか

現在、町では、各種統計調査に従事していただく統計調査員の数が不足しているため、調査員を募集しています。

### ■統計とは？

「矢吹町には、何人の町民がいて、どんな仕事をして、何人働いているか（国勢調査）」「矢吹町は、どんな物を作り、どれくらい生産しているのか（工業統計調査）」統計は個々の小さな情報を調査し、集計、数値化して、過去の結果と比べたり、将来を予測したり、また、国・県・町の政策や計画決定の重要な資料となります！

### ■仕事の内容は？

様々な統計調査がありますが、基本的に次のような仕事をします。

- ①調査従事のご都合がよければ、調査員として従事します。
- ②町で行われる、統計調査員説明会に出席します。
- ③各世帯や会社等を訪問し、調査票への記入を依頼します。
- ④後日、調査票を回収します。
- ⑤回収した調査票の内容についてチェックし、町に提出します。

調査によって違いますが、調査員としての任命期間は約1～2ヶ月、実際に調査に歩く日数は、約2週間位が平均です。

### ■募集内容

男性、女性は問いません。下記の事項を充たし、熱意と責任を持っている方であれば、どなたでも結構です！みなさんのご応募をお待ちしています。

- ・秘密が保護できる方
- ・収税事務及び警察関係の事務に従事されていない方
- ・候補者や秘書である等、公職選挙活動に直接関係していない方

### ■報酬は？

調査の内容、担当する件数などによって違いますが、1つの統計調査につき3～5万円が平均です。

お問合せ・お申込みは・・・

お申し込みは、電話・Eメール・FAXで、住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、  
矢吹町役場 総務課（矢吹町統計調査員協議会事務局）まで  
住所：〒969-0296 矢吹町一本木101番地 電話：0248-42-2111 FAX：0248-42-2587  
Eメール：soumu@town.yabuki.fukushima.jp

